

食品表示部会設置・運営規程（案）

平成21年 月 日

消費者委員会決定

（総則）

第1条 消費者委員会令（平成21年政令第216号）第1条第1項の規定に基づき設置する食品表示部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（部会の設置）

第2条 委員会に食品表示部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌）

第3条 部会は、以下の事項について、調査審議する。

- 一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定める際に、意見を述べること。
- 二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、内閣総理大臣が、飲食物品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 三 その他食品の表示に関すること。

（調査会の設置）

第4条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事録）

第5条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

- 第 6 条 部会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
 - 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
 - 4 会議の議事録については、第 2 項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
 - 5 第 2 項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(会議)

- 第 7 条 部会長(部会長に事故のあるときはその職務を代理する者)は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 部会に属さない委員は、部会に出席して発言することができる。
 - 3 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
 - 4 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(部会の議決)

- 第 8 条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(雑則)

- 第 9 条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

- 第 10 条 第 5 条、第 6 条各項、第 7 条各項及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 月 日から施行する。

食品表示に関する審議体制について(案)

従来の審議体制

厚生労働省

農林水産省

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会

表示部会【議決】
(厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は・・・規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定める。)

農林物資規格調査会【議決】
(農林水産大臣は、・・・の規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。)
その他、
・個別品目のJAS規格の制定・見直し
・JAS規格の見直しに伴う品質表示基準の見直し

部会

食品の表示に関する共同会議

食品表示調査会【議決権なし】

表示小委員会【議決権なし】

- 調査審議事項
- 1 食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法(別添参照)
 - 2 その他食品の表示に関する事項

今後の審議体制案

消費者委員会

食品表示部会

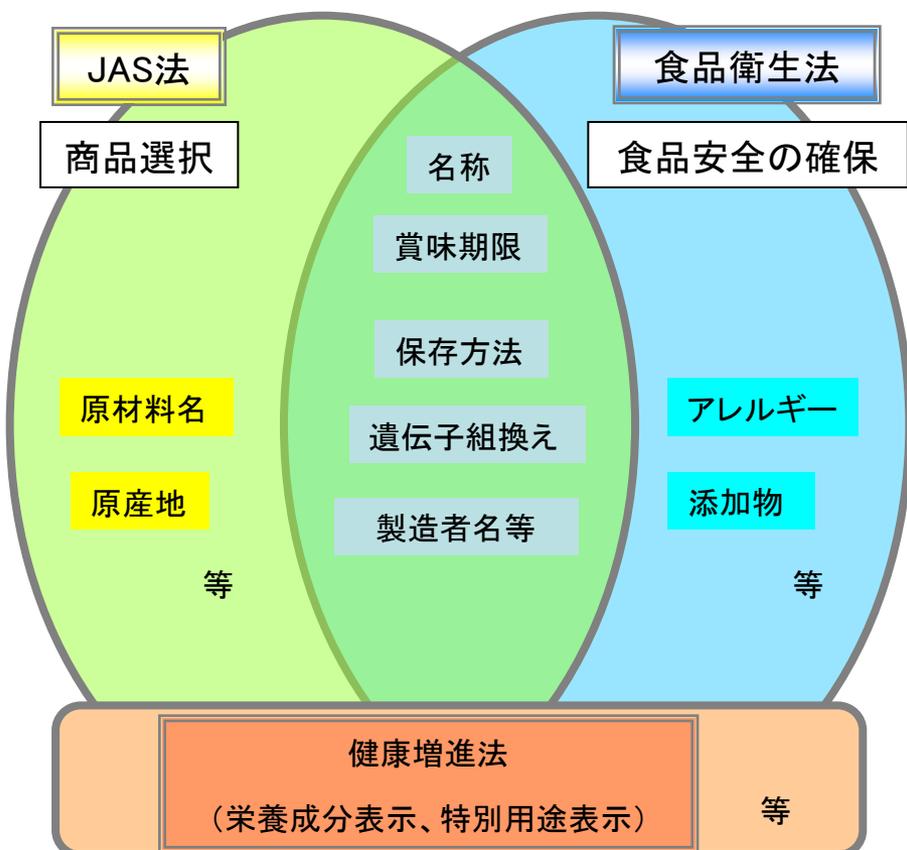
(※) 下線部の審議事項が消費者委員会へ移管

(別添) 食品表示に関する制度

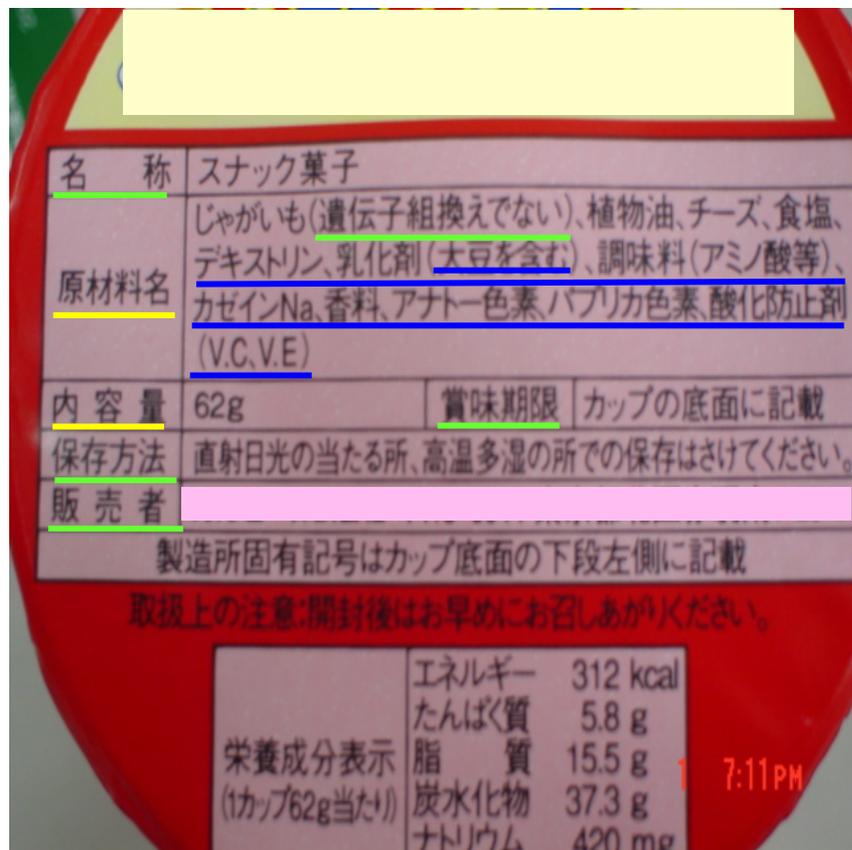
食品表示に関し、消費者庁が担当する法律には、次のようなものがある。

- 食品衛生法…………… 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること
- JAS法…………… 原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること
- 健康増進法…………… 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること

JAS法、食品衛生法及び健康増進法の関係



実際の表示例



※このほか、景品表示法(虚偽、誇大な表示の禁止)、不正競争防止法(不正な競争の防止)、計量法(適正な計量の実施を確保)なども食品表示に関係します。

食品衛生法

(昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号)

第十九条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

2 前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
(昭和二十五年五月十一日法律第七十五号)

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

3 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあつた後速やかに、その品質に関する表示について、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

6～7 (略)